

魚津市公告第49号

犬の抑留について

狂犬病予防員から狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定による犬を抑留した旨の通知があったので、同条第8項の規定に基づき、公告します。

令和2年8月13日

魚津市長 村椿 晃

1 抑留した犬の種類等

| 種類 | 性別 | 年齢 | 毛色 | 名号 | 体格 | 特徴                              | 摘要 |
|----|----|----|----|----|----|---------------------------------|----|
| 柴雑 | 雄  | 不明 | 茶白 | 不明 | 中  | 目の周囲、<br>耳、両前肢、<br>後肢に皮膚<br>病あり |    |

2 抑留した日時 令和2年8月12日午前9時30分

3 抑留した場所 吉島

4 経緯 新川厚生センター魚津支所にて保護中

5 連絡先

魚津市民生部環境安全課（電話番号 0765-23-1004）

富山県新川厚生センター魚津支所（電話番号 0765-24-0359）